

この仕様書は企画提案書作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。企画提案競技後、一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下「協会」という）は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

令和7年度埼玉県観光DMP構築・運用等業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度埼玉県観光DMP構築・運用等業務

2 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

3 納入場所

一般社団法人埼玉県物産観光協会

4 概要

（1）目的

本事業は「第3期彩の国DMO戦略」に基づき、埼玉観光の「稼ぐ力」を強化するため、「埼玉県観光データマネジメントプラットフォーム」（以下「埼玉県観光DMP」という。）の構築・運用を行い、埼玉県観光DMPの利用者が活用しやすいデータ分析基盤を整備するとともに、これまでの勘や経験、思い込みには囚われない、エビデンスに基づいたターゲットプロモーション等を促進することを目的とする。

（2）事業の全体像

一般社団法人埼玉県物産観光協会（以下、「協会」という。）がこれまで開発・運用してきたWEBサイト等のデータを蓄積・活用するための基盤やデータの連携・活用に必要なデータ基盤の保守管理を行い、埼玉県観光DMPの継続的な運用を行う。また、デジタルマーケティングを推進するため、ダッシュボードの保守・運用や、協会保有データの収納、誘客施策に資する新規データ購入などを行い、必要なデータの充実を図る。さらに、埼玉県観光DMP利用者や県内観光関連事業者等がエビデンスに基づいた観光施策を展開できるよう、サマリーレポートを作成し、地域全体のデジタルマーケティングの推進を図る。

5 委託内容

（1）埼玉県観光DMPの構築・保守・運用

ア プラットフォームの環境整備

- ・データベース環境について、「Amazon Web Service」（以下「AWS」という。）を用いるとし、データ収集・加工・ログデータの収集・権限設定・自動化などを行うこと。
- ・一度開発したシステムは、ソフトウェア等のバージョンアップに影響されないよう可能な限り永続的に利用できることを考慮した設計とすること。

- ・将来的に格納データ・機能を拡大させていく想定であるため、拡張性を担保すること。
- ・システム利用期間内に発生する業務データは削除することなく、全件のデータ保管が可能なこと。ディスク容量が不足した場合は、ディスク容量増設の契約をすること。それに伴う費用は受託者負担とすること。また、ディスク容量増設作業の際に本システムの停止を伴わないよう支援をすること。

イ データの調達・収納

ダッシュボードの更新・新規作成を行うため、以下のデータをデータベースへ収納すること（単なるデータ収納ではなく、共通カテゴリ等で整理ができるよう、DMP共通付加情報も合わせて付与すること）。

新たにデータを調達する際は、データ調達のノウハウや実績を十分に有する者が協会の意向を確認し、過不足なく調達すること。また、データ調達においては、当該データの特徴や調達の必要性及び活用方法について、協会と協議の上、調達すること。

(ア) 既存ダッシュボードの更新データ

既存のダッシュボードの更新に必要なデータを調達・収納すること。なお、新規のデータ購入が伴うものについては、委託金額の範囲内で購入・調達・収納を行うこと。

①公的データ等

- ・宿泊旅行統計調査（観光庁）
…第2表、第4表、参考第1表、参考第2表
- ・旅行・観光消費動向調査（観光庁）
…参考第4表、参考第5表
- ・インバウンド消費動向調査（旧 訪日外国人消費動向調査）（観光庁）
…個票データ

②協会又は埼玉県が保有するデータ

- ・埼玉県パラメータ調査データ
…観光入込客数（都道府県別）、観光消費額単価（都道府県別）、観光消費額（都道府県別） など
- ・インバウンド人流データ
…令和6年及び令和7年の1月～12月の各月の国籍別の旅行客数、宿泊客数、日帰り客数、移動情報（埼玉県、市区町村別）
- ・WEBアクセスデータ（ちょこたび埼玉・Google Analytics4）

③新規データ購入を伴うもの

- ・クレジットカード等の消費購買データ（国内データ・インバウンドデータ）
なお、データは、国内・インバウンドともに三井住友カード株式会社のCustellaデータとする。
国内：令和6年のデータ（月別、時間帯別、居住県別、業種別、性年代別）
インバウンド：令和6年のデータ（月別、時間帯別、国別、業種別）

(イ) 新規ダッシュボード作成にかかるデータ

- ・ちょこたび埼玉CRMデータ

(ウ) その他留意事項

- ・上記データ項目以外で、有効なデータ等（ロコミデータ等）がある場合は提案すること。
なお、上記データも含め購入費は契約金額に含むものとする。
また、データ調達に関しては、単なる分析に終わることなく、データに基づく明確な戦略の策定、K P I の設定・P D C A サイクルの確立、プロモーションなどの観光振興につなげることを意識すること。
- ・国内の動態データについては、「おでかけウォッチャー国内版」アカウントをD M P 利用者に提供する予定のため、埼玉県観光D M P 内の提供メニューとして運用すること。
- ・任意の項目について、複数のデータから異なる値が得られた場合、協会と協議の上、採用するデータを決定すること。

ウ 埼玉県観光DMPオリジナルダッシュボードの構築・保守・運用・更新

- ・上記イ（ア）のデータについては、最新データを調達のうえ、ダッシュボードを適宜更新し、保守・運用を行うこと。更新頻度は各データ提供元の頻度に準ずる。
- ・上記イ（イ）のデータについては、収納したデータを基に埼玉県の観光データを集計・分析し、埼玉県観光DMPとわかるデザインを有するダッシュボードの構築を行うこと。
- ・収集したデータは閲覧及び分析業務に効果的な内容でダッシュボード化すること。既存ダッシュボードにおいても必要が生じた場合は追加で新たなダッシュボードを作成すること。
- ・ダッシュボードのレイアウトは、分析の企図に応じて利用者が使いやすいよう、協会と協議のうえ、随時変更・更新できるようにすること。
- ・引用したデータの出典元をすべて示すこと。
- ・データの特性や利用方法に応じて特筆すべき事項があれば注釈を加えること。
- ・ダッシュボードを公開するプラットフォームは下記のとおり。
 - ・一般公開： W E B サイト「ちょこたび埼玉」
(<https://chocotabi-saitama.jp/>)
 - ・限定公開： Tableau Cloud
- ・作成したすべてのダッシュボードの保守・運用を行うこと。
- ・埼玉県観光DMPの有効活用に資するダッシュボードがある場合は追加で提案すること。

エ ダッシュボードのライセンス

- ・協会が保有する「Tableau Online」のライセンスを活用すること。現在、協会が保有済みのライセンスは下記のとおり。
 - Tableau Creator ライセンス： 4
 - Tableau Viewer ライセンス： 10
- ・DMPを利用する人数が増加した場合には、利用者数に応じた利用契約（ライセンス発行）にて利用者の追加が可能であること。
- ・なお、契約金額の範囲内で、費用面及び利便性等でより効果的なB I 製品がある場合は提案すること。併用も差し支えない。

オ API連携について

- ・(1) イのうち、「WEBアクセスデータ(ちょこたび埼玉・Google Analytics 4)」及び「ちょこたび埼玉CRMデータ」については、API連携によるデータ収集・蓄積を行い、リアルタイム(日次・月次)でダッシュボードのデータが更新されるようにすること
- ・WEBアクセスデータ(Google Analytics 4)についてはData APIによる収集とすること。
- ・収集頻度は日次及び月次とするが、協会と相談のうえ、各ダッシュボードの内容に適した収集頻度とすること。なお、想定するダッシュボード数は以下の通りであるが、詳細は協会と協議の上、決定すること
 - ① WEBアクセスデータ(ちょこたび埼玉・Google Analytics 4)
 - ・月次ダッシュボード7種(既存)
 - ・日次ダッシュボード3種(新規)
 - ② ちょこたび埼玉CRMデータ
 - ・月次ダッシュボード3種(新規)
- ・API連携の実施については「ちょこたび埼玉」WEB情報発信業務委託事業者と連携して実施すること。連携については、ちょこたび埼玉WEB情報発信業務委託事業者からのGoogleAnalytics 4データをDate APIから取得するための権限付与、ちょこたび埼玉(情報発信)の情報提供や打ち合わせの参加等を想定している。

カ データの公開範囲について

データの公開範囲については下記を想定している。なお、データの公開範囲については埼玉県観光DMPがより有効に活用されるよう、協会と協議の上、決定すること。

(ア) 一般公開

WEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) 内にて下記データを一般公開。

- ・宿泊旅行統計調査
- ・旅行・観光消費動向調査
- ・インバウンド消費動向調査
- ・埼玉県パラメータ調査データ
- ・協会保有のオウンドメディア(WEB等)のアクセスデータ等

(イ) 限定公開

- ・インバウンド人流データ
- ・クレジットカード等の消費購買データ(国内データ・インバウンドデータ)
- ・おでかけウォッチャー国内版ログインメニュー
- ・ちょこたび埼玉CRMデータ
- ・その他協会に資すると考えられるデータ

キ 埼玉県観光DMPの利用者

埼玉県観光DMPの利用者については下記を想定している。

(ア) 一般公開

- ・WEBサイト「ちょこたび埼玉」(<https://chocotabi-saitama.jp/>) を閲覧可能な全ての人。
- ・一般公開されたデータはすべて制限なく活用できることを想定
- (イ) 限定公開
 - ・協会
 - ・県内DMO
 - ・埼玉県産業労働部観光課

ク その他留意事項

- ・データの公開範囲については（１）キで規定する埼玉県観光DMPの利用者に公開すること。利用者は、それぞれの用途に応じて任意に活用することを想定しているため、データの二次利用等については、適宜、データ提供元と協議し、決定すること。
- ・各種データの取込みは可能な限り自動化し、効率化を図ること。
- ・調達したデータは利用しやすいようクレンジング（清浄・正規化）加工を行った上で埼玉県観光DMPに格納すること。
- ・データのテストについて、元データや提供元のレポートとの比較などにより検証を行うこと。
- ・調達したデータは観光に寄与する施策等で活用するため、全て協会に提供すること。
- ・既存のDMP各種マニュアルを更新し、操作やデータ仕様がユーザー視点で活用しやすいものとする。
- ・開発手法はアジャイル型開発を適用し、プロトタイピングを複数回実施後に最終形と確定設計書を作成すること。
- ・データの可視化については、以下を考慮したシステム構成及び機能を設けること。
 - (ア) 利用者が直感的に行うためのダッシュボード機能
 - (イ) 分析結果の二次利用をCSV、Excel形式等で簡便に行うためのデータエクスポート機能
 - (ウ) 印刷その他の出力機能
 - (エ) 観光施設や観光スポットのMAP表示を行える機能
- ・協会が別途公示する「埼玉県観光DMP活用支援業務委託」で実施するDMP勉強会等についても適宜参加するなどして、DMPの課題や改善点等の情報収集等を行うこと。
- ・本業務を行う主要担当者については、DMP構築・運用実績や分析業務実績が十分にあること。

ケ 参考

令和7年1月末現在の既存ダッシュボード数・更新頻度等については下記のとおりである。

データ	ダッシュボード数	一般公開	限定公開	更新頻度
宿泊旅行統計調査	17	○		毎月
旅行・観光消費動向調査	3	○		四半期

インバウンド消費動向調査	9	○		四半期
埼玉県パラメータ調査データ	3	○		年1回
WEBサイト「ちょこたび埼玉」のGoogleAnalytics4データ	7	○		毎月
インバウンド人流データ	20		○	年1回
消費購買データ（国内）	6		○	年1回
消費購買データ（インバウンド）	5		○	年1回
消費購買データ×人流データクロス分析（インバウンド）	5		○	年1回

コ その他事項

- ・サーバー、OS、その他ミドルウェア等のインフラについて、脆弱性対応を適切に行うこと。
- ・ディスク容量等のリソース監視、システム全体のバックアップ、セキュリティ機器等の設定及び維持管理等の定期的なシステム稼働状況の監視を行うこと。
- ・障害発生時等におけるデータ復旧を可能とするため、バックアップが行える機能を有すること。
- ・障害発生時等においては、メール、電話等による問い合わせ、緊急度に応じたオンサイト対応や、データ復旧、不具合に係るシステム復旧を行うこと。
- ・可用性、機密性、完全性を担保の上、将来性を考慮したシステム稼働環境とし、システム全体として、少なくとも導入後5年間保守可能な構成とすること。
- ・計画的なメンテナンス等を除き、原則として365日、24時間利用可能であること。
- ・月次保守レポートとして、データ更新状況を報告すること。

(2) サマリーレポート作成

- ・ちょこたび埼玉事業者ページのうち、会員向けページを閲覧できる協会会員向けに、埼玉県観光DMPに関するレポートを作成すること。
- ・月次配信を基本とするサマリーレポートを作成すること。作成したサマリーレポートは埼玉県観光DMPに掲載するほか、ちょこたび埼玉事業者ページ内への掲載、メール等での配信も想定されるため、提供可能なファイル（PDF等）で作成すること。
- ・レポート内容については協会と協議の上作成することとするが、県内事業者にとって有益なものとなるよう、一般公開のデータに限らず、限定公開のデータも活用しながら、県全体の傾向のみならず地域の傾向もわかるものになるよう、工夫すること。
（例：地域別、テーマ別、データ別など。例に限らず、閲覧者にとって有益なものなるよう工夫すること）
- ・単なるダッシュボードの貼り付けに終わらないこと。

(3) 成果物

以下の成果物を納品すること。

- ア 開発プログラム等（アクセス権限を含む。）
- イ 設計書等ドキュメント
- ウ 開発したダッシュボード
- エ 操作マニュアル
- オ 事業実施報告書
- カ サマリーレポート

(4) 引継ぎ等

本契約の完了または解除等により業務が終了する場合、終了日までに本業務を協会が継続できるよう必要な措置を講じること。具体的な引継ぎの内容は次のとおりとする。

ア DMPの引継ぎ

- ・受託者はデータベースに格納されている全てのデータ・ダッシュボード等を無償で提供すること。

イ データ・ダッシュボード等のDMP移行の支援

- ・本契約の完了または解除等になった場合は、埼玉県観光DMPの管理・運営を新たに受託した事業者が円滑に実施できるよう支援を行うこと。なお、移行にあたって受託者に業務負担が発生した場合、協会は一切の費用負担を行わないので、予め留意すること。

ウ その他

- ・データやダッシュボード等、本業務で構築した埼玉県観光DMPの全てについて、無償で提供すること。

6 その他

(1) 再委託等について

- ・受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはならないこと。
- ・受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合、再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面で提出し、委託者の承認を得ること。

(2) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(3) 機密の保持

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいをしないこと。また、契約終了後も同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

（５）秘密の保守

本業務から知りえた情報（秘密）を他に漏洩しないこと。本業務終了後も同様とする。

（６）所有権・著作権の取扱い

- ・本業務から発生する全ての著作権（著作権法第２７条、２８条の権利を含む）は協会に帰属する。
- ・本業務の実施により協会に提出した成果物（成果物以外に協会に提供した資料・レポートその他の提供物があった場合には当該提供物を含む。以下同じ。）の所有権、著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）その他一切の権利は協会に帰属し、受託者は、協会が認めた場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。
- ・成果物のうち、受託者が従来から著作権を有する著作物については、受託者は、これらの著作物を利用するために必要な許諾を協会に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受託者は、責任をもって第三者から協会への利用許諾を得るものとする。
- ・受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の特許権、著作権、肖像権、パブリシティ権その他の知的財産権等を利用する場合は、その利用に関する一切の責任を負うものとする。
- ・調達したデータの所有権は協会に帰属するものとする。

（７）その他

- ・この業務に関わる必要経費はすべて受託者の負担とし、本契約額の範囲内で実施するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議の上、決定するものとする。